「クレジットを活用した持続的な脱炭素経営促進事業に係る連携事業者の公募」に対する質問への回答

No	質問箇所	質問	回答
	【公募要領】		
1	p6　6（2）⑤	「複数回の認証委員会における運営、申請、認証実績」について、他社や他自治体の支援実績なども含めて記載すべきでしょうか。	類似プロジェクトに関する実績については評価の対象となることから、他社や他自治体の支援実績がある場合は、可能な範囲で様式３の「プロジェクト名」欄に記載してください。
	【仕様書】		
2	p2　（4）	既存の太陽光及びLEDプロジェクトの継続参加事業者に現在適用されている還元方法は「大阪府への全額寄附」と理解しておりますが、新たな運営管理者へのプロジェクト移管後も、この取扱いに変更はないとの理解でよろしいでしょうか。	現在の事業においては、大阪府が参加事業者の排出削減分を取りまとめてJ-クレジットを創出しています。 運営事業者への移管後は、運営事業者が参加事業者の排出削減分を取りまとめて、創出したJ-クレジットを売却し、その利益の一部を参加事業者に還元するスキームとなります（参加事業者が寄附を希望する場合は、還元額分を大阪府に寄附）。 詳細は、仕様書の事業内容をご参照ください。
3	p2　（参考）	仕様書記載のJ-クレジット創出量累計1,447t-CO_2には「創出予定量を含む」とありますが、太陽光及びLEDの各プロジェクトについて、①認証済み、②認証申請中、③モニタリング済み・認証申請前、④その他今後認証予定の排出削減量をご教示ください。併せて、各区分のクレジットの権利帰属、売却主体及び売却益の取扱いをご教示ください。また、未認証分について、選定された運営事業者がモニタリング、検証及び認証申請を引き継ぐことを想定されていますでしょうか。	既存事業者用プロジェクトにおいて、参加継続の意向を表明した事業者に係るJ-クレジット創出量の認証状況は、以下のとおりです。 ①認証済み 太陽光：690t-CO_2 LED：439t-CO_2 ②認証申請中 太陽光：なし LED：318t-CO_2 ※J-クレジット量については、認証結果等により変わる可能性があります。 ③モニタリング済み・認証申請前：なし ④その他今後認証予定の排出削減量： 2025年11月1日以降の既存事業者向けプロジェクトにおいて、参加継続の意向を表明した事業者に係るJ-クレジット創出量（太陽光・LEDの合計）は、年間約830t-CO_2と見込まれます。 なお、上記①・②区分のJ-クレジットは、大阪府の事業により創出されるものであるため、大阪府が権利を有することになり、その全量を大阪府から公益社団法人2025年日本国際博覧会協会へ寄附し、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における温室効果ガス排出量の一部のオフセットに活用される予定です。 また、現在認証申請中の分（プロジェクト開始から2025年10月31日まで）の後は、運営事業者がモニタリング及び認証手続き等を引き継いで運用することを想定しています。

「クレジットを活用した持続的な脱炭素経営促進事業に係る連携事業者の公募」に対する質問への回答

No	質問箇所	質問	回答
4	p1 （1）	移管後、既存参加事業者の継続及び新規参加事業者の拡大に向けて、大阪府が予定する周知、参加促進、事業者への働きかけ、運営事業者への紹介・情報提供等の具体的な支援内容をご教示ください。	既存参加事業者に対しては、大阪府から新事業の概要を説明し、参加継続に向けた働きかけを行います。 新規参加事業者の拡大に向けた広報・周知については、運営事業者が有するネットワークやノウハウを活用して実施していただくことを想定していますが、大阪府においても、大阪府気候変動対策の推進に関する条例の届出対象事業者、府補助事業の対象事業者及び脱炭素経営宣言登録事業者等に対し、個別連絡やメルマガ、ホームページ等を通じて事業周知を行うなど、新規参加事業者の拡大に向けて運営事業者と連携しながら取り組みます。
5	p1 （3）	太陽光及びLED以外に、大阪府がプロジェクト登録している他3件のプログラム型プロジェクトについて、今後どのように取り扱うことを想定されていますでしょうか。	大阪府がプロジェクト登録している他３件のプログラム型プロジェクトについては、J-クレジット創出量が十分な量ではないことなどを踏まえ、民間事業者による事業運営の継続が難しいと判断し、新事業への移行は行わないこととしました。なお、新規事業者用の追加方法論（新規事業者が参画できるLED・太陽光以外のプロジェクト）については、応募提案者が独自に運営するプログラム型プロジェクトのうち、本事業への活用が可能なものについて提案をお願いします。提案者の審査にあたっては、方法論の提案数をもとに評価を行います。
6	p2 2（1）	既存の太陽光及びLEDプロジェクトの運営移管に際して、参加事業者及びプロジェクト管理に関する資料・データは、どの範囲まで選定された運営事業者に引き継がれる予定でしょうか。例えば、以下の資料・データを想定しております。 ・参加事業者情報及び参加同意に関する資料 ・設備情報及び導入時期に関する資料 ・過去のモニタリングデータ ・過去のモニタリング報告書及び認証関係資料 ・未認証期間に係るモニタリングデータ及び証憑 ・プロジェクト計画書その他プロジェクト登録関係資料	以下の資料を運営事業者へ引き継ぐ予定です。 （ご質問において列挙いただいた資料・データのうち、未認証期間に係るものを除き、すべて含まれています。） ・参加事業者情報及び参加同意に関する資料 ・設備情報及び導入時期に関する資料 ・認証済み及び認証申請中のプロジェクト計画書、モニタリング報告書並びに個別活動実績報告リスト なお、これらの資料には機密情報が含まれるため、運営事業者への引継ぎに当たっては、事前に参加事業者の同意を取得する予定です。 また、未認証期間について、モニタリングデータの収集は実施しておらず、今後運営事業者が実施することを想定しています。
7	p4 2（3）	府内における需要家が見つからなかった場合、府外への販売は可能でしょうか。恒久的な在庫リスクが懸念されることから、協定書案にある覚書などにより、一定の柔軟性を持った運用を協議させていただくことは可能でしょうか。	J-クレジットの販売先は、事業の趣旨に鑑み、原則として大阪府内の事業者が望ましいと考えております。ただし、需要家が見つからない場合など、府内での販売が難しい場合は、府との協議の上で府外への販売もあり得るものと考えます。上記の内容を含め、覚書の記載内容については、最優秀提案者が決定した後、協議し、決定いたします。